

政令第 号

復権令

内閣は、恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

即位の礼が行われるに当たり、罰金に処せられたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止されている者に対して、政令で要件を定めて復権を行う必要があるからである。